

◎新潟県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称         | 所 在 地         | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|---------------|-----------|
| 小林整形外科医院    | 小千谷市若葉3-97-1  | 令和8年6月20日 |
| 医療法人社団 渡辺内科 | 五泉市吉沢1丁目9番19号 | 令和8年6月30日 |